

公益財団法人東京しごと財団 役員等の費用弁償に関する規程

平成22年9月17日規程第17号

追認 平成23年6月22日規程第3号

(通 則)

第1条 この規程は、公益財団法人東京しごと財団（以下、「財団」という。）定款第16条第2項及び第35条第2項の規定に基づき、評議員及び役員（以下、「役員等」という。）の費用弁償について定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、非常勤の役員等に適用する。

(費用弁償)

第3条 役員等が次の各号に掲げる職務の執行に当たって負担した費用については、その費用を弁償する。ただし、役員等が費用弁償を辞退したときは、費用を弁償しなくてよいものとする。

- (1) 評議員会への出席
- (2) 理事会への出席
- (3) 監事による監査の実施
- (4) その他法令により定められた職務の執行

(費用弁償の額)

第4条 前条に規定する費用弁償の額は、交通実費の額とする。

- 2 役員等が、遠隔地から前条に規定する職務を執行するために特別の経費を要するときは、財団の「旅費規程」によりその費用を支給することができる。

(支給方法)

第5条 費用弁償は、その全額を通貨で、役員等に直接支給する方法で行う。ただし、役員等からの申出があるときは、口座振替により支給する方法で行うことができるものとする。

(支給日)

第6条 費用弁償の支給日は、第3条に規定する費用弁償すべき事実が生じた日とする。ただし、前条ただし書きに基づき口座振替により支給するときは、その翌日を支給日とする。

- 2 前項ただし書きに規定する支給日が、土曜日、日曜日又は休日（国民の祝日に関する

法律（昭和23年法律第178号に定める休日をいう。以下この項において同じ。）に当たるときは、その支給日の翌日以降で、その支給日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日に支給する。

3 災害その他の事由により前二項に定める支給日に費用弁償を支給することが著しく困難なときは、前二項の規定にかかわらず、理事長は支給日を一時変更することができる。

（改 廃）

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（委 任）

第8条 その他この規程に定めのない事項で、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）」第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程を、公益財団法人東京しごと財団の規程として再度決定（追認）する。